

【参考】用語解説

◎官署支出官（会計法24条）

歳出に関する事務を行う各省各庁の長から歳出に関する事務の委任を受けた職員をいいます。愛知県では「会計管理者」が受任しています。



◎支出負担行為（財政法第34条の2第1項括弧書き）

国の支出の原因となる契約、その他の行為を指します。



◎支出負担行為担当官（会計法第13条）

各省各庁の長から、その所管に係る支出負担行為事務の委任を受けた各省各庁の職員及び都道府県の職員を指します。



◎支出負担行為計画示達額（予算決算及び会計令第39条）

各省各庁の長が、支出負担行為計画により支出負担行為担当官に支出負担行為のできる範囲を示した額です。



◎支払計画示達額（予算決算及び会計令第41条）

各省各庁の長が、支払計画表により支出官に支出できる範囲を示した額です。



◎歳入徴収官（会計法第4条の2第1項～第3項、第48条第1項）

歳入の徴収に関する事務を行う各省各庁の長から歳入徴収に関する事務の委任を受けた職員をいいます。愛知県では「会計管理者」が受任しています。